

1930年代のイタリアにおける産業・金融再生

名古屋大学 伊藤 カンナ

大不況下のイタリアでは、産業と金融の再編・再生と、発券銀行による銀行救済債権の回収が喫緊の課題と考えられ、これに取り組む暫定機関として、産業復興公社(IRI: Istituto per la ricostruzione industriale)が設立された。本報告は、当該機関が、産業と金融の再生のためにどのような公的介入を展開したのか、それによりどのような経済再編が引き起こされたか、について実証的に検証するものである。

1933年の設立直後から IRIは、三大兼営銀行から全ての企業向け債権(短期以外)と持株を買い取り、企業の再生・清算操作を計画・実施した。IRI による企業と銀行の再生に共通する点は、まず適正な会計処理と開示を指導したこと、さらに企業間、銀行間、企業と銀行間の支配・従属関係、および部門内の組織の重複を排除したことである。企業管理は市場原理を尊重し、企業に株式会社形態を維持させ、他の民間企業と同様、何ら優遇せず、市場で競合させた。

IRIは、国民負担の最小化を原則とした。当該機関は、買取債権の売却や国家保証付き債券の発行を通して市場で資金調達し、外部専門家を活用して企業や銀行の再生を検討し、迅速かつ自由に意思決定した。また、再生・清算操作の内容については、収支計算も重視された。そのため、これらの事業や買取再建の売却は、当初予想と異なり、IRI に利益をもたらした。再生すべき企業の経営は、1936年までにほぼ安定した。

一方、銀行再生は、兼営銀行を短期信用業務に専従させることで、金融危機の再発を防ぐという方針を貫徹した。三大兼営銀行は、国家経済に占める重要性から、資本を完全に再建された。その際、三行から IRI が買い取った債権の代価の支払いを IRI の自由裁量で行うという仕組みにより、IRI が三行の信用拡大を管理するメカニズムが形成された。

しかし、三行の、兼營業務から短期信用業務への転換は容易ではなかった。手元資金に窮した銀行に対し、発券銀行や大蔵省は再び事実上の救済操作を行った。これは、IRI が進めてきた金融再編に逆行するものであった。よって、1935年後半から IRI はより抜本的な金融改革を計画し、「1936年銀行法」の制定に至らしめた。同法は、金融機構全体におよぶ、統一した監督体制を敷いた。また、発券銀行から民間利害が排除され、三大銀行は国有化された。この金融改革は、「銀行の経営破綻を国家財政で補填する」という公的救済の「伝統」を、構造的に治療するものであった。

IRIは、設立以来、その収益を、まず発券銀行による救済債権の回収に向け、金本位維持のための通貨流通量削減に努めた。発券銀行に重圧を課してきた救済勘定は、国庫・IRI・発券銀行の長い協議を経て、1936年末に、国家予算に35年間に亘り計上する形で、整理された。